小城市ごみ収集日カレンダー広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、小城市広告掲載要綱（平成 20 年小城市告示第１号）に基づき、小城市が発行する小城市ごみ収集日カレンダーの広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格及び掲載料）

第２条　広告の規格及び掲載料は、掲載１回につき次の表のとおりとする。

広告掲載枠	規格（縦×横）	掲載料
１／３枠	4.0cm×9.0cm	50,000 円
半枠	4.0cm×13.0cm	100,000 円
全枠	4.0cm×26.5cm	250,000 円

（広告掲載の募集）

第３条　広告掲載の募集は、市報および市ホームページに掲載して行うものとする。

（広告掲載の申込み及び決定）

第４条　広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、小城市ごみ収集日カレンダー広告掲載申込書（様式第１号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の申込みがあったときは速やかに広告掲載の適否を決定し、小城市ごみ収集日カレンダー広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、市内に事業所等を有するものを優先する。

（広告原稿の作成及び提出）

第５条　版下原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに電子媒体により提出するものとする。

（広告主の責任）

第６条　知的財産権等の広告の掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（１）　指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

（２）　指定する期日までに版下原稿を提出しなかった場合

（３）　掲載内容が不適当と認めた場合

（広告掲載料の返還）

第８条　広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還することができる。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成 21 年 12 月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年 11 月 16 日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年９月 25 日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

小城市ごみ収集日カレンダー広告掲載申込書

年　　月　　日

小城市長　　様

申込者　住所（所在地）〒

氏　名

（会社名及び代表者）

ＴＥＬ

ＦＡＸ

E‐mail

担当者名

小城市ごみ収集日カレンダー広告掲載取扱要領第４条の規定に基づき、広告の原稿を添えて次のとおり申し込みます。

広告掲載希望枠	備　　考
１／３枠　・　半枠　・　全枠	
１／３枠　・　半枠　・　全枠	

様式第２号（第４条関係）

小城市ごみ収集日カレンダー広告掲載（不掲載）決定通知書

年　　月　　日

様

小城市長　　印

年　月　日付けで申込みのあった小城市ごみ収集日カレンダーへの広告については、次のとおり掲載（する・しない）ことになりましたので通知します。

１　広告掲載内容

広告掲載決定枠	備　　考
１／３枠　・　半枠　・　全枠	
１／３枠　・　半枠　・　全枠	

２　広告掲載料

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　広告掲載料の納入期限　　年　　月　　日

（同封の納入通知書により指定の場所でお支払いください。）

４　広告を掲載しない場合の事由

（注）疑義が生じた場合は、市及び申込者間で協議するものとする。